

入札監理小委員会における審議結果報告 現場技術業務及び発注者支援業務

内閣府と農林水産省の現場技術業務及び国土交通省の発注者支援業務について、当該民間競争入札実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要及びこれまでの経緯について

(1) 事業の概要

- 本業務は、農林水産省及び内閣府沖縄総合事務局の国営土地改良事業等における工事の設計、監督、関係機関等との協議及び事業実施に関する業務を行う現場技術業務(以下、「現場技術業務」という。)と、国土交通省北海道開発局における国営土地改良事業等に関する工事实施の監督補助を行うことによる当該工事の円滑な履行及び品質確保を図る発注者支援業務(監督支援業務)(以下、「発注者支援業務」という。)から構成される。
- 市場化テスト2期目において、「現場技術業務」では「事業促進型」(監督支援型の業務に加えて、設計や工事に対する調整や関係機関との協議等を行う)を導入した。
- 事業開始は令和5年4月1日からであり、市場化テスト3期目。業務量等を勘案し、事務所ごとに「現場技術業務」は2年～5年の契約、「発注者支援業務」については単年～2年の契約。

(2) 選定の経緯

「公共サービス改革基本方針」(令和元年7月9日閣議決定)に沿って、行政事業レビュー等の公表資料において競争性等に問題があると思われる契約のうち、民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれる事業について、各府省等へ市場化テストの実施を呼びかけた結果、自主選定となったもの。

2. 前回の実施要項からの修正点について

(1) 現場技術業務

- これまで事業期間を2～3年としていたところ、新たに業務量が多い現場1件について、5年契約とした。(資料4-2-1 P15/85)
- これまで事業促進型を受注した場合には、事業促進型の中で調整対象業務とする設計業務の入札に参加できないこととしていたが、入札参加を控える原因となっていることから、当該要件を削除することとした。(資料4-2-1 P18/85 3-4(1))
- 主任技術者の資格要件について、要件緩和のため「同等の能力と経験を有する者」を追加し、資格が無くても経験年数があれば主任技術者として配置可能とした。(資料4-2-1 P20/85, P21/85)
- 技術提案における災害対応活動実績の評価について、これまで「査定設計書作成」に限定していたところ、これに限らず評価対象とした。(資料4-

2-1、P49/85、P78/85)

○ 時点・字句修正を行った。

(2) 発注者支援業務

○ 請負工事の施工状況の照合等について、「遠隔臨場」を可能とした。(資料4-2-2 P5/61)

※ 遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うことをいう。

○ 配置予定担当技術者の資格要件について、「一級土木施工管理技士補」を追加した。(資料4-2-2 P14/61)

○ 時点・字句修正を行った。

3. 実施要項（案）の審議結果について

実施要項の修正にいたらないが、主に以下の質疑応答があった。

【論点1】

発注者支援業務について、1者応札が続いているため、仕様書を配布した事業所への入札不参加に対するヒアリングをし、徹底的な条件緩和が必要ではないか。

【対応1】

事業評価審議に向け、コンサルタント等の関係者に対してヒアリング等を実施し、その結果を踏まえ、次期実施要項案の作成を検討していく。

【論点2】

現場技術業務に係る入札説明会の実施について、実施の検討が必要。

【対応2】

今後の意見として頂戴し、状況等を鑑みて判断したい。

4. パブリック・コメントの対応について

令和4年9月30日から10月13日までパブリック・コメントを行った結果、3者6件意見が寄せられ、字句の修正を行った。